

指定居宅介護支援事業所

## 在宅介護支援センター広神運営規程

(事業の目的)

**第1条** この事業は、在宅の要介護老人が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービス計画を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条** 居宅介護支援事業を、他の事業から独立して位置付け、人事、財務物品等の管理者の責任において実施することとする。
- 2 事業の実施にあたっては、各保険医療機関、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス事業者などとの連携を図り、協力と理解の下に総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 地域の老人福祉ニーズの把握のため、保健師、在宅介護相談協力員と協力し具体的処遇検討を行う。

(事務所の名称等)

**第3条** 事業を実施する事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| (1) 事業所の名称  | 在宅介護支援センター広神      |
| (2) 事業所の所在地 | 新潟県魚沼市和田 413 番地 1 |

(従事者の資格)

**第4条** 当事業所に従事する者（以下「職員」とする。）は、介護支援専門員の有資格者とする。

(職員の職種、員数および職務の内容)

**第5条** 事業者は、職員を次のとおり配置し、職務内容を次により定める。

- |         |    |
|---------|----|
| (1) 管理者 | 1人 |
|---------|----|
- ・ 介護支援専門員の有資格者で、事業運営の管理について、適正な資格を有する者とする。
  - ・ 管理者は、所属職員を指揮監督し、関係機関との連携を図り、設備や備品の衛生管理を図り、適切に事業を実施できるよう総括する。

(2) 介護支援専門員 2人以上

- ・ 要介護老人及びその家族に対して、地域の指定居宅サービス事業者等の内容、料金などの情報を適正に提出し、要介護老人及びその家族の希望を反映したサービス計画を作成・調整する。
- ・ 要介護老人の身体状況を踏まえて介護機器の紹介・選定及び具体的な使用方法の相談・指導を行う。
- ・ 介護認定において行われる訪問調査について、市町村から委託を受けて行う。

(営業日及び営業時間)

**第6条** 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日および12月31日から1月3日を除く日
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

ただし、上記による以外に電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとるものとする。

(居宅介護支援の提供方法)

**第7条** 居宅介護支援の提供については、次の方法によるものとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う。
- (2) 居宅サービス計画の提供に際しては、次の事項に留意・配慮する。

ア 計画作成に先立ち、利用者に対して地域の指定居宅サービス事業者の内容、料金などの情報を適正に提供する。

イ 利用者の課題分析にあたっては、その有する能力や、現に提供を受けている指定居宅サービス、その置かれている環境などの評価を通じ、利用者の現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことを前提として行う。なお、課題分析は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこととし、面接に先立ち面接の趣旨や目的を十分に説明し、理解を得るようにする。

ウ 利用者や家族の希望や課題分析の結果把握された課題に基づき、地域における指定居宅サービス提供の体制を勘案し、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用する上での留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

エ ウにより作成された居宅サービス計画については、その種類、内容、利用料及び保険給付の可否などについて利用者及び家族に対して十分に説明を行い、文書により同意を得ることとする。

オ 居宅介護サービス計画は、主治医である医師の意見を尊重するほか、認定審査会の意見に沿って作成することとする。

カ 指定居宅サービスの提供が特定の時期または特定の種類もしくは特定の事業者に偏ることなく、計画的に指定居宅サービスが提供されるよう考慮する。

キ 利用者の生活全般を支援するという観点から、介護給付対象サービスのみならず、保険給付対象外サービスの保健医療サービスや、ボランティアなどによるサービスの利用も、努めて盛り込むよう配慮する。

(3) 居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービスの提供を実行した以降においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者との連絡を密に行い、サービス計画実施状況の把握に努めるとともに、引き続き利用者の課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整など便宜を図ることとする。また、利用者が介護保健施設等への入所を希望し、または居宅での日常生活の継続が困難と認められるに至ったときは、介護保険施設への紹介など便宜を図ることとする。

(4) 居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し理解しやすいよう、説明することとする。

(利用料その他の費用)

**第8条** 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とする。

(通常の事業の実施地域)

**第9条** 通常事業を実施する地域は、次のとおりとする。

魚沼市の一部(旧広神地区、及び赤土、三沢、大倉沢、福田新田、小須原、西村、宮原、新下)

(利用者の相談を受ける場所)

**第10条** 利用者の相談を受ける場所は、居宅介護支援事業所相談室で行う。ただし、利用者の希望により利用者の居宅等においても行う。

(利用する課題分析票の種類)

**第11条** 利用する課題分析票の種類は、『MDS-HC』『全社協ガイドライン』とする。

(サービス担当者会議開催場所)

**第 12 条** 原則として利用者自宅で行う。ただし、必要に応じて居宅介護支援事業所、あるいは居宅介護サービス事業者等の事務室等を用いる。

(居宅訪問頻度)

**第 13 条** 介護サービス計画を作成し、これに従って介護サービスの提供がなされた後 1 週間以内にサービス提供及びサービス変更の必要性などを確認するため訪問を行う。

これ以降は、利用者の容体が安定しており、かつ介護サービス計画に従って順調に提供されている場合、少なくとも 1 月に 1 回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行い、その結果を記録する。

なお、これに関わらず利用者の容体や介護サービスに対する希望、要介護度等に変動があった場合は、要介護者の状態を把握できるよう、必要に応じて訪問頻度を高めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

**第 14 条** 事業者は、社会的使命を十分に認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に事業が実施できるよう、職員の勤務体制を整備する。

なお、研修は、次のとおり設けるものとする。

- ① 採用時研修                      採用後 2 カ月以内に実施
- ② 継続研修                         年 2 回以上実施

- 2 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。また、この秘密の漏洩は、職を辞してもその責務はあるものとする。
- 3 事業者は、職員の清潔保持及び健康状態について管理を行うとともに、その設備・備品について衛生的な管理を行う。
- 4 事業者は、提供したサービスについて利用者から苦情があったときは、迅速適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。

(記録の保存)

**第 15 条** 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 居宅サービス計画
- (2) アセスメントの結果記録

- (3) サービス担当者会議等の記録
  - (4) モニタリングの結果記録
  - (5) 利用者に関する市町村への報告等の記録
  - (6) 苦情の内容等に関する記録
  - (7) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

